

動 畜 第 3 0 7 9 号

平成 2 0 年 3 月 5 日

大 阪 府 環 境 審 議 会
会 長 南 努 様

大 阪 府 知 事 橋 下 徹



枚 方 鳥 獣 保 護 区 の 指 定 に つ い て (諮 問)

標記について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第9号の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。

(説明)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条に基づき、都道府県知事は鳥獣の保護の見地から鳥獣保護のため重要と認める区域を鳥獣保護区として指定することができる
とされています。

本府では「第10次鳥獣保護事業計画(計画期間:平成19年度~23年度)」において
平成20年度に枚方市域で森林鳥獣生息地として鳥獣保護区の指定することとしており、
同保護区の指定にあたり、同法第29条第9項において準用する第4条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めるものです。